

1 計画策定の趣旨

^(注1)食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

平成 17 年 7 月、国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため「食育基本法」^(注2)を施行し、平成 18 年 3 月には、食育に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的に「食育推進基本計画」を作成しました。

県では、食育基本法に基づき、食育推進の方向を示す計画として平成 18 年 11 月に「宮城県食育推進プラン」（以下「第 1 期計画」とします。）を策定し、県民一人一人が食を通じて生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、食生活の変化等に起因して、肥満や過度のそう身、生活習慣病などの健康問題が顕在化しています。また、ライフスタイルや価値観が多様化し、社会経済構造が変化する中、家族で食卓を囲む機会の減少や食の外部化等が進み、食への関心の低下が懸念されるほか、食べ残しなどによる食物の大量廃棄など、食の大切さが忘れられがちになっています。

一方、食品の偽装表示問題や加工食品による薬物中毒事件、事故米の不正転用事件など、食をめぐる多くの問題が発生し、食の安全安心や環境負荷の低減に対する消費者の関心が高まっています。

食育を着実かつ実効性のある取組としていくため、第 1 期計画においては、行政や関係団体、家庭、学校・保育所及び地域等が互いに補完し、連携を図る体制を構築し、食育推進に向けての機運醸成に取り組んできましたが、今後、食育をさらに推進するためには、県民一人一人が主体的に行動する県民運動として、食育を展開していくことが必要です。

このような状況の下、食育基本法及び食育推進計画の趣旨を基に、第 1 期計画による取組の推進状況を踏まえ、宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第 2 期宮城県食育推進プラン」を策定します。